

税率改正の周知広報について

1 概要

令和4年度の国民健康保険税の税率改正にあたり、広報紙やホームページ等を活用して、できるかぎり分かりやすく丁寧な情報発信を行い、市民へ周知を図ります。

2 周知広報の実施状況

これまでに次のとおり、広報紙や市ホームページ、メディアを活用して、税率改正の背景や内容などについて、市民に対し周知を実施してきました。

広報紙	時期	内容
広報いわた12月号	令和2年12月	国保財政健全化に向けて、税率改正の検討をはじめたこと(諮問)をお知らせ。収支不足と法定外繰入れの状況について説明。
広報いわた3月号	令和3年3月	医療費削減のため、生活習慣病に係る医療費分析の結果をお知らせ。
広報いわた10月号	令和3年10月	運営協議会の答申結果をお知らせ。被保険者の負担感に配慮した段階的な改正、賦課方式の見直し(資産割廃止)について説明。
広報いわた2月号	令和4年2月	医療費削減のため、健診受診の観点から医療費適正化についてお知らせ予定。
広報いわた4月号	令和4年4月	令和4年度税率改正の詳細をお知らせ。改正の経緯や資産割廃止、子ども均等割軽減についても説明予定。

ホームページ	時期	内容
運協のページ	令和2年8月～	税率改正の諮問から答申までの1年間の運営協議会の協議経過を掲載。
税率改正のページ	令和4年4月～	令和4年度税率、子ども均等割軽減等の改正内容、Q & Aを掲載予定。

メディア	時期	内容
新聞記事	令和3年8月	運営協議会の答申について、静岡新聞・中日新聞が掲載(8/21(土)朝刊)。
市長定例記者会見	令和3年10月	定例記者会見にて、税率改正の概要について市長からメディアへ説明。
SNS	令和3年12月	市長のInstagramにて、国民健康保険税条例の一部改正について説明。

納税通知書	時期	内容
パンフレット	令和4年7月	被保険者あての令和4年度当初納税通知書に、税率改正等を掲載したパンフレットを同封予定。

3 協議事項

周知・広報の方法や内容について、意見やアイデアがありましたらお聞かせください。また、今後広報いわた4月号で税率改正の詳細を掲載予定です。こちらも意見等あればお願いいたします。

国民健康保険税率が改正されます

令和4年度の国民健康保険税について、税率等の改正がありましたのでお知らせします。将来にわたって皆様が安心して国民健康保険を利用できるように改正するものですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

□令和4年度国民健康保険税率

内訳	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40歳～64歳のみ)		計	
	改正前 令和3年度	改正後 令和4年度	改正前 令和3年度	改正後 令和4年度	改正前 令和3年度	改正後 令和4年度	改正前 令和3年度	改正後 令和4年度
所得割	4.40%	4.90%	1.40%	1.70%	0.90%	1.30%	6.70%	7.90%
資産割	30.00%	20.00%	5.00%	2.50%	4.50%	2.00%	39.50%	24.50%
均等割	19,800円	21,600円	7,200円	7,800円	6,000円	8,400円	33,000円	37,800円
平等割	21,600円	20,400円	6,600円	6,600円	4,200円	1,800円	32,400円	28,800円
賦課限度額	630,000円	650,000円	190,000円	200,000円	170,000円	170,000円	990,000円	1,020,000円

□令和4年度改正のポイント

①改正までの経緯

被保険者の高齢化などによる医療費の増加により、国保事業に係る費用は増加しました。一方で、国保税の収入不足は令和3年度予算ベースで7億円となっています。この不足分は、国保加入者以外の市税を中心とした一般会計からの繰入れにより賄う厳しい財政運営が続いています。

市では、収支のバランスを見直し、将来にわたって国保制度を維持していくため、令和2年8月に市国保運営協議会に税率のあり方について諮問し、令和3年8月に段階的な税率引き上げの答申を受けました。新型コロナウイルスの影響等を踏まえ、答申の内容より引き上げ幅を3割程度抑制した税率案について、11月市議会にて審議・可決されました。

②税率の引き上げ

今回の税率改正の影響により、被保険者一人当たりで年間平均3,500円の増額となることを見込んでいますが、実際の増減額は世帯の所得や資産によって異なります。

	改正前 令和3年度	改正後 令和4年度	増減
一人当たり平均税額(年額)	89,930円	93,385円	+3,455円
一世帯当たり平均税額(年額)	141,708円	147,152円	+5,444円
※R3.11月末時点で試算			

③賦課方式の見直し（資産割の段階的廃止）

これまで磐田市の国保税は、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの方式で算定してきましたが、共同運営を行う県の方針に沿って、固定資産に対して課税される資産割を段階的に廃止します。

④子育て世帯の負担軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国の基準のとおり、令和4年度から未就学児の均等割額を5割に軽減します。